

県職連合手帳の記載内容の誤りと訂正について

組合員の皆様、日頃より、県職連合の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

先日発行しました県職連合手帳（2020年9月版）に記載している内容に重大な誤りがありましたので、お知らせし、下記の通り訂正致します。

当局より提供された資料に基づき、又、不明な点については当局に確認を取りながら適切な内容を記載してきたところですが、結果として誤りであり、皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなりましたことを、お詫び申し上げます。

記

誤りのあった箇所：p172 7. 病院事業局の会計年度任用職員の休暇等 6～9行目、
p173 表13-11及び表13-12

誤	正
<p>7. 病院事業局の会計年度任用職員の休暇等 (中略) 年次休暇については、付与の条件は知事部局の会計年度任用職員に準じ、表13-11に示す年次休暇日数が付与される。ただし、令和2年度に限り、採用月が10月～3月の過年度から継続勤務している職員においては、令和元年の「採用の日付」から6月満了した日の翌日まで、従前の制度（表13-12）により年次休暇が付与される。</p>	<p>7. 病院事業局の会計年度任用職員の休暇等 (中略) 年次休暇については、規定の継続任用年月に達した翌日に、表13-11に示す年次休暇日数が付与される。ただし、付与の対象職員は、付与日以前の1ヵ年（2～6ヵ月の満了にあつては任用から2ヵ月の期間）において、所属長が勤務すべき日として定めた日の8割以上の勤務日数のある職員に限る。</p>
<p>表13-11 病院事業局の会計年度職員に付与される年次休暇日数 (後略)</p>	<p>(別添の表に訂正)</p>
<p>表13-12 病院事業局の非常勤等職員に付与される年次休暇日数（従前の制度） (後略)</p>	<p>(削除)</p>

(表13-11の訂正)

表13-11 病院事業局の会計年度任用職員に付与される年次休暇日数

週勤務日数 (週規定以外の場合 年勤務日数による)	継続任用年月(満了年月)										
	2月	3月	4月	5月	6月	1年 2月	2年 2月	3年 2月	4年 2月	5年 2月	X年 2月
週5日(年217日)	1日	1日	1日	1日	6日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日(年169日)	1日	1日	1日	1日	3日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日(年121日)	1日	1日	1日	1日	1日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日(年73日)	—	—	1日	1日	1日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
週1日(年48日)	—	—	—	—	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週30時間以上の勤務の場合、週5日勤務とする。

※付与された日から2年を経過するまでの間は、繰り越して取得可能。

※Xは6以上の整数。

※年次休暇の1日は、1日に定められた勤務時間(通常、7時間45分)とし、1日若しくは1時間を単位として取得できる。

※使い切り時のみ、分単位の年次休暇も取得可能。